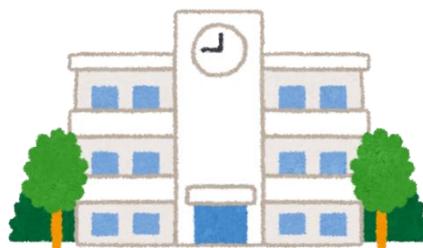


# インクルーシブな 学校づくり

Ver.1.0

## A School for All



- 理想とする学校モデルは一つではありません。子どもたちの多様なニーズに柔軟に応じられる学校づくりを進めましょう。
- インクルーシブな学校づくりは、いじめ・不登校などの未然防止にもつながります。全ての子どもが集団の中で安心して充実した学校生活を送れるようにしましょう。

あなたの学校・あなたのクラスの話です！

できるだけ同じ場で  
共に学ぶ取組の更なる充実

支援教育の理念のもと、  
共生社会の実現に向けて、  
できるだけ全ての子どもが  
同じ場で共に学び、共に  
育つことを目指します。

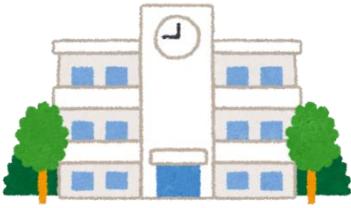
これまでの取組

個への支援の充実

- \* 教育的ニーズへの気づき
- \* 教育相談コーディネーターを軸とした校内支援体制の整備（チーム支援の充実）
- \* 特別支援学校のセンター的機能の充実

平成 28 年 3 月

神奈川県立総合教育センター



- ・ チームで支援できる学校づくり
- ・ 問題行動等が起こりにくい学校づくり
- ・ 地域力を生かし、地域に貢献できる学校づくり

## 授業づくり

これまでの支援教育の取組を踏まえ、さらに

- ・ 子ども同士が互いに学び合い、伝え合う授業づくり
- ・ 共に学ぶことで、共に達成感、充実感を味わえる授業づくり
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化



右のページをめくってください



子どもの成長を支える地域ネットワーク  
全ての子どもの自立と社会参加

## 家庭

### 保護者との協働のポイント

… 保護者は、子どもの育ちを共に支えるパートナーです

- 子どもの養育者として、尊敬の念をもって接する
- 保護者から学ぶ姿勢を忘れない
- これまでの子育ての試行錯誤を、肯定的に受け止める
- 保護者の困りに寄り添う



### 地域

- ・ 民生委員
- ・ 主任児童委員
- ・ 学童保育
- ・ 町内会
- ・ 商工団体

### 教育機関

- ・ 教育相談センター
- ・ 教育支援センター（適応指導教室）
- ・ 特別支援学校（センター的機能）
- ・ フリースクール

### 保健・医療機関

- ・ 精神保健福祉センター
- ・ 保健福祉事務所、保健福祉センター
- ・ 病院

# な学校づくり

A School for All !

教育相談コーディネーターを軸とした校内支援体制の充実  
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働  
教職員の資質・能力の向上

## 学級づくり

共に学び・共に育つことを目指しましょう！

- ・ 集団の中の多様性を前提とした仲間づくり
- ・ 互いに認め合う人間関係づくり、絆づくり
- ・ 心の居場所づくり



← 左のページをめくってください

## 地域

### 福祉機関

- ・ 家庭児童相談室
- ・ 児童相談所
- ・ 相談支援事業所

### 司法機関等

- ・ 警察署
- ・ 少年相談・保護センター
- ・ 法務少年支援センター
- ・ 更正保護サポートセンター

### その他

- ・ 子ども・若者総合相談センター
- ・ 若者サポートステーション
- ・ ハローワーク
- ・ 国際交流財団
- ・ あーすぷらざ（外国人教育相談）
- ・ 男女共同参画センター 等



## 関係機関との連携のポイント

- 情報共有に基づき相互補完的に役割を分担する  
…連携機関の役割を知る
- 情報を正確に伝える（5W1H）  
…事実と推測をわける  
誰がどのように困っているのか  
誰が何を心配しているのか
- 問題解決に向けて協働する  
…学校は何を行うのか、関係機関には何を依頼したいのかを明確にし、実現可能な支援策を共に考える

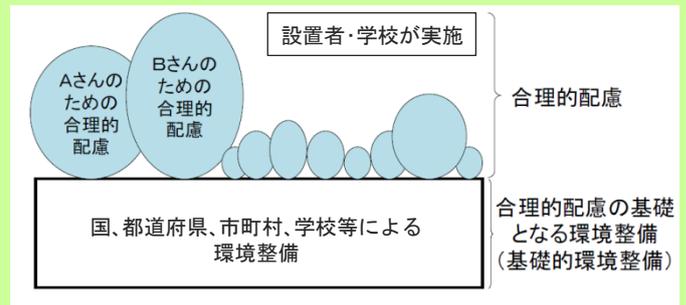
## 合理的配慮とは

「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整することで、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」(障害者の権利に関する条約)

※合理的配慮は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において行うものとされていますが、教育の分野においては、申し出がなくても、適切な配慮を提案するために建設的な対話を働きかけるなど、自主的な取組が求められます。

※本人・保護者と学校等が、教育的ニーズと合理的配慮について合意形成を図ることが原則です。

※合理的配慮の具体的内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものであり、定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。



合理的配慮と基礎的環境整備の関係  
(中央教育審議会初等中等教育分科会報告)

## 関係法令の紹介

- 日本国憲法第14条第1項、第26条第1項、第2項
- 教育基本法第4条第1項、第2項 ○学校教育法第72条、第81条
- 障害者の権利に関する条約第24条 ○障害者基本法第16条
- 障害者差別解消法・・・この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。(内閣府 障害者差別解消法リーフレット)

## 学習指導要領より

- 高等学校 第1章第5款の5(8)・・・「障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」
- 小学校 第1章総則第4の2(7)・中学校 第1章総則第4の2(8)・・・「特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」
- 特別支援学校 第1章総則第2節第4の2(16)・・・「各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること」「他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること」

## もっと知りたい人は・・・

- インクルDB (<http://inclusive.nise.go.jp/>)  
文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例に関するデータベースやインクルーシブ教育システム構築に関する様々な情報が掲載されています。
- 文部科学省HP ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm))  
特別支援教育の最新情報が掲載されています。

◆リーフレット「かながわのインクルーシブ教育の推進」(平成27年神奈川県教育委員会)もあわせてご参照ください。

問い合わせ先 神奈川県立総合教育センター教育相談部教育相談課  
〒252-0813 藤沢市亀井野2547-4 電話(0466)81-8521

# 集団の中の多様性を前提とした仲間づくり 互いに認め合う人間関係づくり、絆づくり

## ◎学級開きのプログラムを工夫する

- ・アイスブレイクや心理教育的プログラムの活用

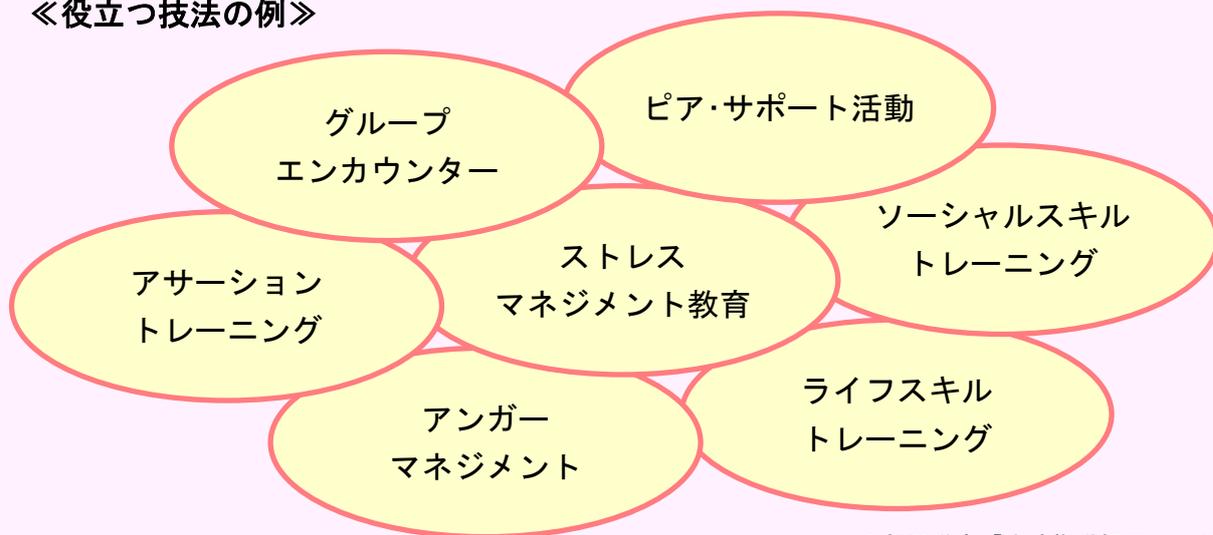
## ◎授業時間に取り入れられる活動

- ・学活やSHR（朝の会、帰りの会）における1分間スピーチ、歌、体操、簡単なゲーム等
- ・発言をする時、聴く時のルールの設定
- ・体育におけるペアやグループによる体ほぐし運動等
- ・各教科における言語活動等
- ・総合的な学習の時間における探究活動を通した学び合い等



## ◎年間を通して、クラスで交流する時間を設定する（休み時間やLHR等の活用）

### 《役立つ技法の例》



文部科学省「生徒指導提要」より

## ◎行事（運動会、体育祭、文化祭、修学旅行等）

日々、仲間づくりや人間関係づくりの積み重ねがあると、児童・生徒の主体性や仲間意識を育み、より成熟した学級になります。

## ◎学年の枠を越えた関わりや趣味・特技を活かした活動

クラブ活動や部活動は仲間づくりにおいてもとても大切です。共に活動することによって、価値観の多様性などに気づき、他者理解や自己理解を深めることにつながります。

# 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、全ての子どもにとって、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義があります。また、多様性を尊重する心を育むことができます。



共生社会の一員として、共に地域で生き生きと生活し、支え合って暮らすことを踏まえ、交流及び共同学習を計画的・組織的に推進し、より充実させていきましょう。

# 心の居場所づくり

## ◎担任との信頼関係

子どもたちにとって、学校生活における“心の居場所”の中心は学級です。担任による“心の居場所”としての学級づくりを目指した取組が必要です。

### 毎朝の教室での出会い

- ・教室で子どもたちを迎え、一人ひとりと触れ合う
- ・一人ひとりを大切に受け止める

### わかりやすい授業

- ・達成感、充実感を味わえる授業
- ・学びに向かう集団づくり

### ぶれない指導

- ・子どもたちが安心して過ごすための規律正しさと自由な雰囲気
- ・受容的、且つ、毅然とした態度

### 休み時間の交流

- ・一緒に遊ぶ
- ・共感的な対話
- ・寄り添う姿勢

### 学級日誌や日記の活用

- ・教師と子どもとの好ましい関係づくり



## ◎友だちとの信頼関係

担任による安心・安全な学級づくりが進むと、子どもたち同士が信頼関係を深めていきます。

### 学級内のルールづくり

- ・社会性や規範意識が育まれる
- ・安心して、過ごすことができる

### 子どもたち一人ひとりが活躍できる場面づくり

- ・それぞれの個性が発揮される
- ・存在感を実感できる
- ・友だちの良さが分かる
- ・集団への所属感が高まる

### 係活動を通して

- ・友だちとの連帯感が生まれる
- ・役割を担うことで、子どもの自己肯定感や自己有用感が高まる

### 困っている友だちを助ける学級の雰囲気づくり

- ・思いやりのある心や態度が育まれる
- ・助け合い支え合う心が育つ

### 何でも言い合える学級の雰囲気づくり

- ・友だち同士認め合える(相互理解の深まり)
- ・帰属意識が醸成される

### 学級通信を通して

- ・経験や思いを共有できる
- ・友だちの気持ちに共感する心が育つ



## ☆「絆づくり」と「居場所づくり」の違い

『生徒指導リーフ』 国立教育政策研究所（平成27年3月）より

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指しています。「絆づくり」を進めるのは児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり(場や機会の提供)」、いわば黒子の役割と言えます。

「居場所づくり」とは、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくりだすことを指しています。すなわち、教職員が児童生徒のためにそうした「場づくり」を進めることであり、児童生徒はそれを享受する存在と言えます。

これからの生徒指導においては、「居場所づくり」にとどまることなく、「絆づくり」を進めていくことが重要です。

# 互いに学び合い、伝え合う授業づくり

## 《主体的・協働的に学ぶ、いわゆるアクティブ・ラーニングの活用》

### ◎互いに認め合う協働的な学び

様々な言語活動の中で、自分の得意な力をいかした役割を互いに担うことで、協働的な学びが促進されます。

### ◎探究し思考する主体的な学び

身近な題材に取り組むことで、全ての子どもが学びの主演となります。



# 共に達成感、充実感を味わえる授業づくり

## 《一人ひとりの学習スタイルに着目した学習指導》

子どもたちにはそれぞれ異なる認知特性や学習観があり、一人ひとりに適した学び方（学習スタイル）があります。

### ◎認知特性を生かした学習スタイル

視覚優位か聴覚優位か運動感覚優位か、単純な記憶が得意か苦手かなど、一人ひとりの子どもの認知特性をアセスメントし、得意な認知特性に応じて個に応じた学習指導を工夫します。

### ◎自分の学び方を考える学習相談

子ども自身が「自分の得意な学び方」を知り、学習にいかすことが大切です。そのためには、教員が子どもと共に、授業の受け方や家庭学習の方法といった子どもの学習習慣を見直す学習相談が有効です。

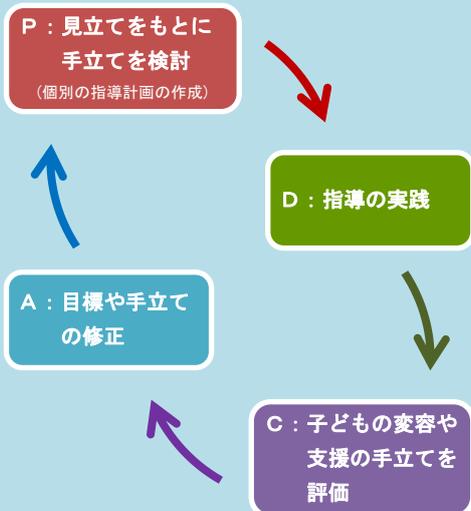


## 《共に学ぶための個に応じた学習・多様な学びの場》

支援の必要な子どもができるだけ同じ場で共に学ぶために、個に応じた支援を丁寧に行います。また、子どもの多様なニーズに応えるために、連続性のある多様な学びの場の整備と、その柔軟な活用が求められています。

### ◎個別の指導計画（個別教育計画）

P D C A サイクルで個に応じた支援に取り組みます。個別の指導計画（個別教育計画）を活用することで、教員の子ども理解も深まり、情報の共有や支援の引継ぎ等にも役立ちます。



個別の指導計画（1学期）			
中学校1年2組 氏名 亀井野 太郎		記載者（担任 善行 花子）	
[ 漢字の書きが苦手な生徒 ]			
	学習の目標	支援の手立て・配慮点	評価・今後の課題
国語	・読みの力をつける ・選択肢から選べる（漢字テスト等）	・覚えやすい方法を本人と探る（形の分解や語呂合わせ等）	・テストでは、選択肢から6割の正答を選べた ・学習方略をさらに検討し8割の正答を目指す
社会	・得意な力をいかして調べ学習に取り組む	・班学習ではパソコンを使って資料をまとめる役割や、発表する役割を担えるようにする	・自分の得意な力をいかして、班学習に参加できた ・継続して取り組む
生活面での配慮		・教室では、できないことや苦手なことを自分から伝えられないので、状況を見て声をかける	
その他（部活動等）		・卓球部では、数名の部員と親しく会話をしている	

個別の指導計画の書式例

### ◎多様な学びの場

その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校等）の環境整備の充実を図ります。通常の学級においては、少人数指導やチームティーチングなど指導方法を工夫し、できるだけ同じ場で共に学ぶことを追求します。

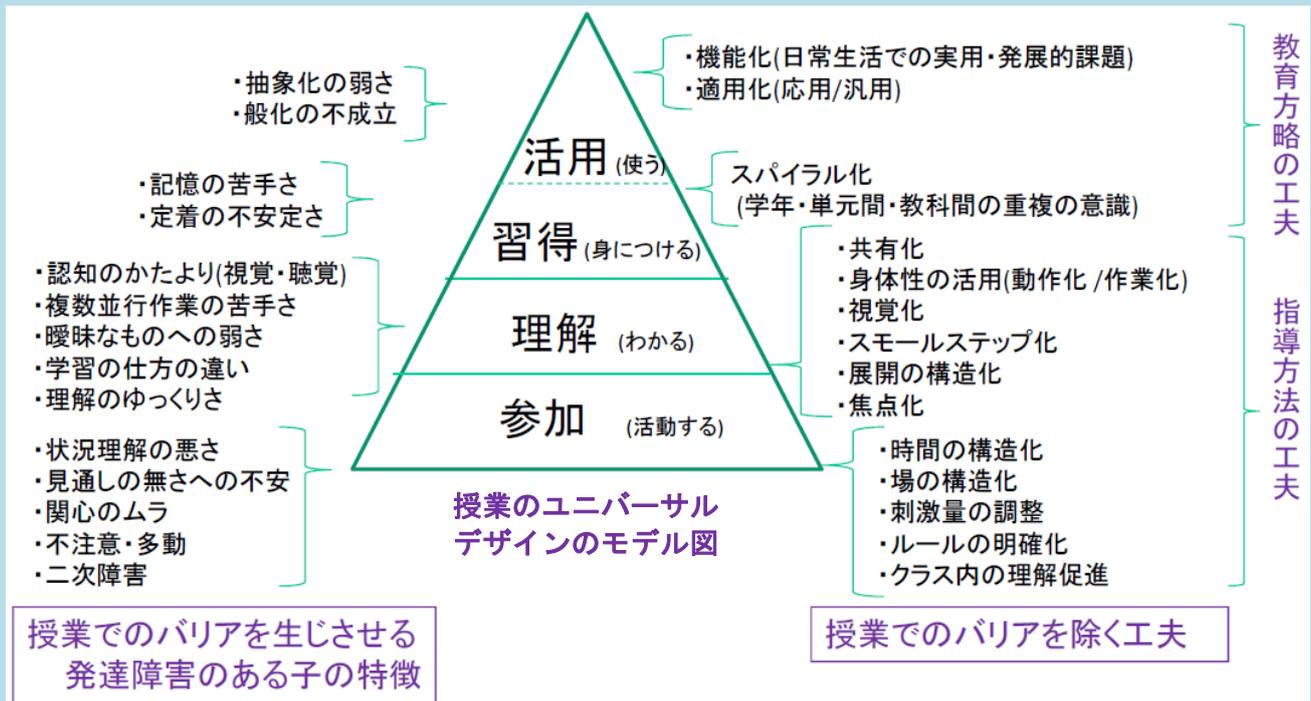
# 授業のユニバーサルデザイン化

## ◎授業のユニバーサルデザインの考え方

「授業のユニバーサルデザインでは、発達障害の可能性のある子どもを含む、通常学級の全員が楽しく学び合い『わかる・できる』授業を目指している。ここには、特別な支援が必要な子がわかりやすいだけでなく、特別な支援が必要な子に目を向けることが、結果的にクラス全体の子どもにとってわかりやすくなる指導の工夫へとつながるといふ、クラス全体で学びを豊かにしていくという発想が根底にある」

## ◎授業のユニバーサルデザイン化モデル

「授業を階層的に捉えることで、つまづきがちな子どもの特徴、およびつまづきに対応する視点を整理することができる。授業のユニバーサルデザインの考え方のベースとなる図である」



(東洋館出版社「授業のユニバーサルデザイン Vol. 8」より)

## ◎学びのユニバーサルデザイン (the Universal Design for Learning UDL©CAST) とは

「全ての人に等しく学習の機会を提供するカリキュラムを開発するための一連の原則です。一人一人のニーズに合わせて変更 (カスタマイズ) や調整が可能な、柔軟なアプローチを指します」

(UDL情報センターウェブサイトより <http://www.andante-nishiogi.com/udl/>)

## ◎学びのユニバーサルデザイン (the Universal Design for Learning UDL©CAST) の3原則

【原則Ⅰ】 提示のための多様な方法の提供 (学びの“what” / “何を” 学ぶか)

【原則Ⅱ】 行動と表出のための多様な方法の提供 (学びの“how” / “どのように” 学ぶか)

【原則Ⅲ】 取り組みのための多様な方法の提供 (学びの“why” / “なぜ” 学ぶのか)

(UDLガイドライン日本語版より)

# キャリア教育

キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育です。



キャリア教育は、自己理解を図りつつ、社会との関わりを通して自分の役割を見つめ、将来の生き方を考えるという点で、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会 (共生社会)」の実現につながります。